

参考資料2-1

秋の年金広報の結果について

- 実施概要 . . . . . 1頁～
- 調査結果の概要について . . . . . 3頁～
- 調査結果を踏まえた考察 . . . . . 8頁～
- <参考> 新聞広告 . . . . . 10頁～

# 実施概要

## I. 実施時期

平成17年10月15日から11月25日

(ホームページを活用した広報(若年者向け特設ページ「あなたの将来、ダイジョーブ」)は継続中)

## II. 広報テーマ等

### 1 広報テーマ

以下の広報テーマについて周知を図ることにより、年金制度に対する理解を深めてもらうことを主目的とする。

- (1) 年金制度の基礎的事項の周知(優位性のアピール)
- (2) 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行に係る周知
- (3) 「ねんきんダイヤル」導入に係る周知
- (4) 年金週間期間中の年金相談(土曜日の休日開庁及び平日の時間延長)の周知
- (5) 特別障害給付金制度の早期請求のための周知

なお、(1)から(3)までを重点事項とする。

## 2 広報媒体及び時期

### (1) 新聞（2回掲載、1回目10月15日～17日、2回目11月5日または6日）

○中央紙 5紙（朝日、毎日、読売、日経、産経）・・・・・・5段×2回

○地方紙 41紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・5段×2回

### (2) 雑誌（1回掲載、カラー片面1ページ）

#### ① 週・月刊誌（5誌）

○週刊ヤングジャンプ（11月2日）、○週刊少年ジャンプ（11月21日）、

○週刊少年マガジン（11月22日）、

○anan（11月2日）、○non・no（11月5日）

#### ② タウン情報誌（1回掲載、モノクロ片面1ページ）

全国タウン情報誌32誌

※ 11月25日前後の発刊日に掲載

### (3) ポスター（B2版）

「年金週間」周知用、「ねんきんダイヤル」周知用の2種類を作成

### (4) その他

インターネットにおいて若年者向け特設ページ及び携帯用特設ページを設置

## 3 実施費用

費用：224,175千円

# 調査結果の概要について

## I. 効果測定の実施内容

以下の区分にて、過去2回の効果測定で実施している①メディア接触率、②理解度、③共感度の3項目の調査を行うとともに、広報テーマ等の認知率・認知経路の調査を併せて実施。

- (1) 新聞読者・・・インターネットを活用したアンケートを実施（1,000人×2回）。
- (2) 雑誌読者・・・インターネットを活用して広告を掲載した雑誌（5誌）の読者の絞込みを行い、該当する雑誌の読者に対してアンケートを実施（1,000人）。

## II. 新聞読者に対する効果測定の実施結果概要

### 1 メディア接触率等

メディア接触率、理解度、共感度について調査を実施（資料①）。

### 2 広報テーマ等の認知率

広報テーマ以外の項目も含めて、年金制度の基礎的事項やその他の年金事業等を列記（17項目）し、各項目の認知状況について調査を実施（資料②）。

なお、認知率の調査に併せて、認知経路（どのような広報媒体から情報を得たか）の調査を実施したところ、年金制度の基礎的事項については、テレビ（ニュース等）、新聞のマスメディアから知ったと回答した者が多いのに対して、国民年金の「保険料の前納割引」、「口座振替割引」、「保険料免除」といった事項は、市町村広報誌から知ったと回答した者が最も多かった。

資料①：メディア接触率等（今回及び過去の新聞広報の調査）

	'16年度(秋の年金広報)	'16年度(年度末の年金広報)	'17年度(秋の年金広報)
広報テーマ	・年金制度の基礎的事項の周知 ・年金相談の時間延長	・制度改正事項等9項目	・年金制度の基礎的事項の周知 ・国民年金の社会保険料控除証明書の発行 ・ねんきんダイヤルの実施 ・年金相談の時間延長 等
広報のボリューム	読売全15段、その他中央紙5段、地方紙10段	中央・地方紙とも5段を2回	中央・地方紙とも5段を2回
効果測定方法の主な相違点	広告実施から4週間後に調査(雑誌広告終了を待ってから調査開始)	広告実施の翌日から調査開始	広告実施の翌日から調査開始
メディア接触率	<b>18%(※)</b> 確かに見たは、3%	1回目、2回目ともに <b>37%</b> 確かに見たは、7%	1回目 <b>35.3%</b> 、2回目 <b>31.2%</b> 確かに見たは、1回目6.0%、2回目5.4%
理解度	<b>49%～69%</b> 年金を受けるためには最低25年間の加入が必要なことについて理解が高かったが、マクロ経済スライドの理解度は低かった。	<b>26%～79%</b> 口座振替前納割引の理解度が高く、税制改正により年金受取額が変更となる場合があること及び特別障害給付金制度の理解度が低かった。	1回目 <b>33.7%～59.1%</b> 2回目 <b>41.2%～64.2%</b> ○基礎年金額の1/3(将来は1/2)は国庫負担であることについての理解度が高く、特別障害給付金制度の理解度が低かった。
共感度	<b>31%</b>	<b>9%～45%</b>	1回目 <b>45.9%</b> (共感できない19.1%) 2回目 <b>43.5%</b> (共感できない15.9%)

(参考)

認知率 新規事業の比較	<b>8%</b> 年金週間の相談時間延長等	<b>8%～50%</b> 国民年金の口座振替前納割引の認知が高く、厚生年金保険の次世代育成支援の認知が低かった。	1回目⇒2回目 社会保険料控除証明書 <b>8.0%⇒15.1%</b> ねんきんダイヤル <b>2.7%⇒5.4%</b>
----------------	---------------------------	--	--

※平成16年度の秋の年金広報のメディア接触率(18%)は、広告掲載の約4週間後に調査を行っていることから、その後の広報のメディア接触率との比較はできない。

## 資料②：広報テーマ等の認知率（新聞調査）

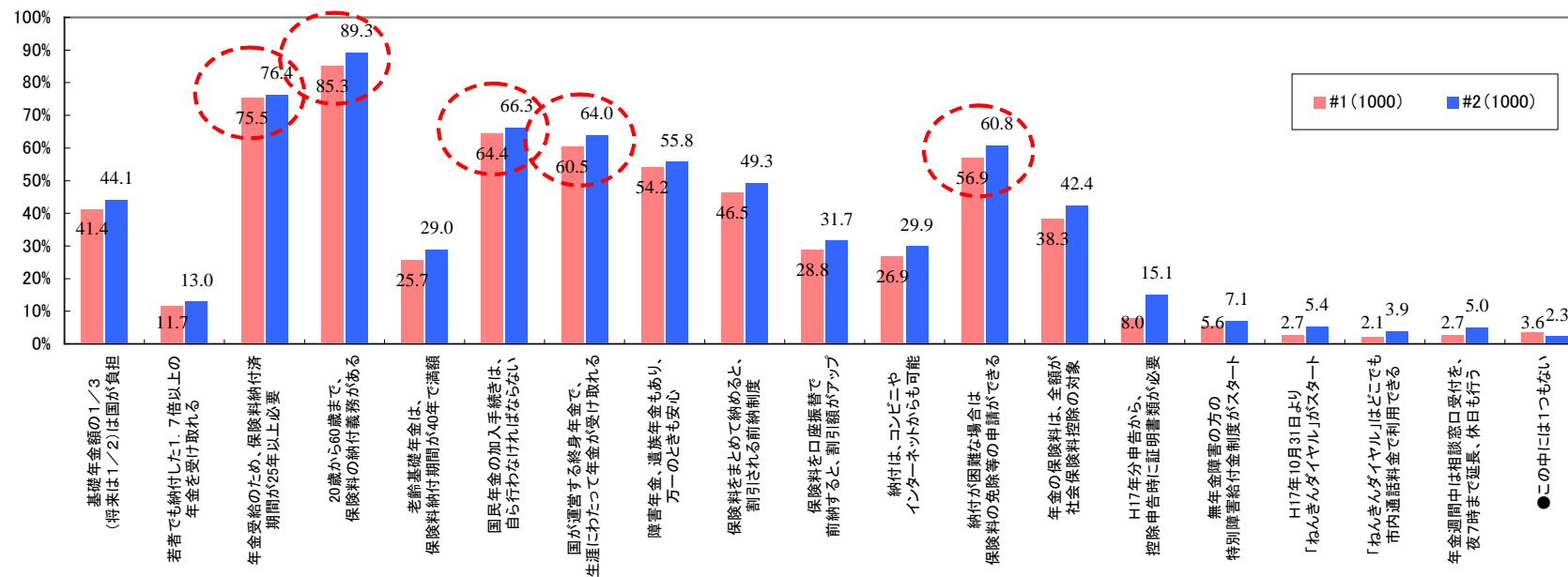
### ① 年金制度の基礎的事項（8項目）

「20～60歳まで納付義務があること」が90%弱、「25年の受給要件」が70%台半ばと高いが、「国庫負担1/3（将来は1/2）」が40%台、「40年間納付で満額」が30%未満と低い。

### ② その他の年金事業等（9項目）

「ねんきんダイヤル」、「年金週間期間中の相談窓口延長等」の相談サービス関係、「特別障害給付金」の認知率が10%未満と低い。

・年代別に比較すると、男女ともに、年代が上がるほど認知率が高くなる傾向が見られ、殆どの項目で60代の認知率が最も高くなっている。



# 1：新聞広告1回目後の調査、# 2：新聞広告2回目後の調査

### **Ⅲ. 雑誌読者に対する効果測定の実施結果概要**

広告を掲載した若者向け雑誌5誌の読者（15歳～29歳）1,000人に対して、

①雑誌広告

②雑誌広告で誘引した特設ホームページ「あなたの将来、ダイジョーブ」

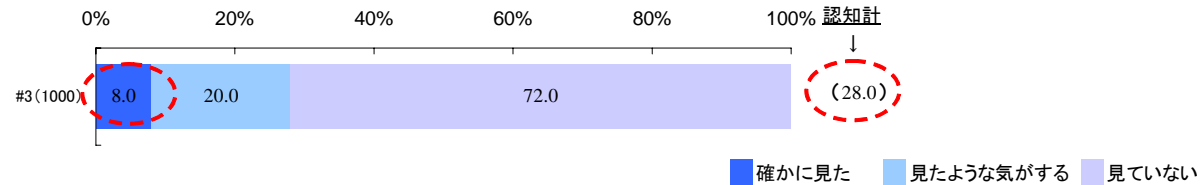
③タウン情報誌に掲載した広告

に関する接触率等の調査を実施（資料③）。

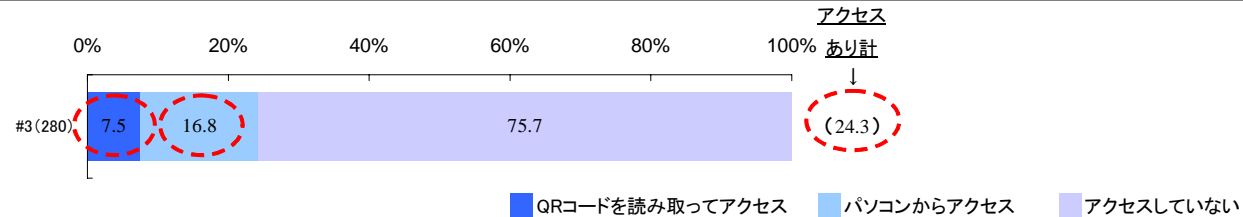
なお、広報の効果測定において、今回、初めて10歳台（15～19歳）の調査を行った。15～19歳の者の制度内容の理解度は低いものの、フリーアンサーでは年金制度に対する否定的な意見は少なかった。

### 資料③：雑誌読者に対する効果測定の実施結果概要

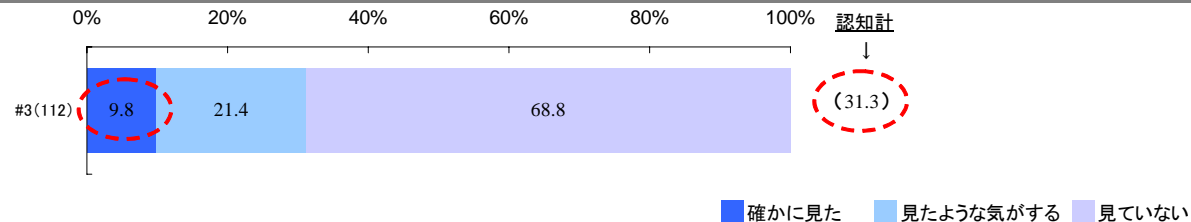
①雑誌広告について  
雑誌広告接触率は28%。そのうち確かに見た者は8%。



②雑誌広告で誘引した特設ホームページ「あなたの将来、ダイジョーブ」について  
雑誌広告を見て社会保険庁のサイトにアクセスした人は全体で24%。  
その内パソコンからのアクセスが17%、QRコード(携帯電話)は8%となっている。



③タウン情報誌に掲載した広告について  
広告を掲載した若者向け雑誌5誌の読者のうち、地方都市で発売されているタウン情報誌を購読していた者の割合は、11%であった。  
その11%の者に、タウン情報誌に掲載した広告に対する接触率を調査したところ、  
認知率は31%。そのうち確かに見た者は10%。





# 調査結果を踏まえた考察

## I. 調査実施者からの意見提言

- 一般的に広報テーマを絞ったほうが認知率が高まることから、多数の広報テーマを一回の新聞に盛り込むのではなく、類似する広報テーマごとにまとめて、別々に新聞広報を行うことが望ましい。
  - ⇒ 市町村広報誌の訴求力が強いことから、市町村広報誌と新聞で広報テーマを振り分けることが効率的

## II. 調査実施者からの提言を踏まえた考察

### 1 広報媒体について

#### (1) 認知経路からの考察

各広報テーマの認知経路について調査を行ったところ、「テレビ（ニュースを含む）」、「新聞」、「市町村広報誌」からの認知が、他の広報媒体と比較して圧倒的に高い。

⇒ テレビでのニュースリリースは確実性が乏しいことから、市町村広報誌の有効活用が重要

#### (2) 新聞広報について

傾向として、年齢階級が高いほど接触率が高いことから、年金受給者向けの広報媒体として最も有効的である。

⇒ 広く周知することができる新聞広報は欠かせないが、新聞は若者への訴求力が弱いことから、効果的・効果的な若者向けの媒体を選定し、新聞広報を補完する必要がある

#### (3) 雑誌広報について

##### ① 週刊誌・月刊誌

今回の若者向け週刊誌・月刊誌による広報は、雑誌広告から特設ページへ誘引することが目的であった。雑誌広告の接触率が28%であって、そのうち雑誌広告を見て社会保険庁のホームページにアクセスした者は24%との回答と、5誌の発行部数（770万部）から積算して推計すると、特設サイトの利用件数は52万件となる。

⇒ 52万件のアクセス件数から広告の費用対効果を図ることは難しいが、若者向けの雑誌の利用は一定の効果があると考えられる

## ② タウン情報誌

①の週刊・月刊誌を購入している者であって、タウン情報誌を購入している者は11%であった。

⇒ タウン情報誌は地方都市に限られていることを考慮すると、全国誌に対して11%の購読率は高いと考えられる。コストが低いことから大都市圏をカバーするリビング紙（サンケイリビング等）と地方都市をカバーするタウン情報誌を併用することで、効率的な広報が実施できる可能性がある

## 2 広報テーマについて

「40年間納付で満額となること」の認知率が低い。

⇒ 「25年の納付要件」よりも「40年間納付で満額となること」を周知して納付を呼びかけるべきである

## 3 フリーアンサーについて（参考）

アンケートでの自由回答欄に寄せられた主な意見

- (1) 「本当に将来年金を受け取れるのか不安」という意見が一番多い。
- (2) 「都合のいいことばかりではなく、デメリットもきちんと知らせてほしい」といった意見が散見された。
- (3) 「どの世代でも納付した額の1.7倍以上の年金が受け取れる」との広報文に対する反応が若者を中心に多かった。「30年以上先の未来も1.7倍が保障されているのか分からない」との否定的な意見も少なくないが、「具体的な表現で分かりやすい・説得力がある」との肯定的な意見のほうが多く見受けられた。

## Ⅲ. 今後の年金広報への反映

本調査結果の取りまとめ時点（平成18年1月）において、年度末の年金広報（平成18年2月実施）の実施内容は確定済みであることから、平成18年度に実施する年金広報から調査結果を反映する。

<参考>新聞広報

1回目（平成17年10月15日～17日掲載）

## 知っていますか？ 国民年金って、実は・・・

**おトク**

**納めた額以上、受け取れます。**

基礎年金額の1/3(将来は1/2)は国が負担。若者でも納付した1.7倍以上の年金が受け取れます。※60歳まで保険料の納付義務があります。また、受給には原則として25年以上の保険料納付済期間が必要です。

**あんしん**

**老後も万一のときも、サポートします。**

国民年金は、国が運営する終身年金。受給開始から生涯にわたって老齢年金が受け取れます。また、障害年金、遺族年金もあり、老後だけでなく万一のときにも安心です。

**べんり**

**コンビニやインターネットからでも納付できます。**

国民年金保険料は、全国の金融機関やコンビニのほか、インターネットなどでも納付できます。口座からの自動振替をお申し込みいただくと手間がかからずさらに便利です。

**おトク**

**保険料をまとめて支払うと、割引があります。**

年度後期(10月～来年3月分)の国民年金保険料を10月31日までに前納していただくと、660円の割引となります。詳しくは納付(案内)書をご覧ください。社会保険事務所へお問い合わせください。

国民年金は、あなたとみんなの未来をつなぐ大切なきずな。つながり合って、支え合って、将来にもっと確かな安心を。

- **国民年金への加入および保険料納付は、国民の義務です。**  
20歳以上で厚生年金保険や共済組合に加入していない方は、自ら第1号被保険者として国民年金への加入手続きを行い、保険料を納付する義務があります。また、保険料の全額・半額免除、学生納付特別、若年者納付猶予の申請も、自ら手続きを行っていただく必要があります。
  - **国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。**  
平成17年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、徴収証書など保険料を支払ったことを証明する書類を添付等することが義務付けられました。詳しくは、11月5日頃にお手元に届きます国民年金の「社会保険料控除証明書」をご覧ください。  
※ご家族の扶養料控除の対象となります。ご家族は所得(課税)の全額に対して、また、夫婦は互いに対して国民年金保険料を連帯して納付する義務があります。連帯納付義務者が納付した国民年金保険料は、納付した方が保険料を支払ったこととなります。
- 「国民年金被保険者実態調査」へのご協力をお願いします。

**10/31より、「ねんきんダイヤル」スタート。**  
年金相談の電話番号が、より便利に生まれ変わります。全国共通電話番号になり、日本中どこからかけても市内通話料金でご利用いただけます。

年金請求などの 年金相談	<b>0570-05-1165</b>
年金をお受けに なっている方の年金相談	<b>0570-07-1165</b>

【受付時間】午前9:30～午後5:00(土日祝日を除く)  
※一部の固定電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。ご電話の受付・PHSが電話機によってはご利用できません。お手紙での申し込みも受け付けています。最新の社会保険事務所に掲載ください。

**年金週間中(11/6～12)は、休日・平日夜間も年金相談を実施いたします。**

年金週間期間中は、全国の社会保険事務所の年金相談窓口の受付時間を、平日は夜7時まで延長いたします。また、土・日曜の11/6(日)、11/12(土)も、相談窓口を数庁(受付時間は午前9時30分から午後4時まで)いたしますので、お気軽にご相談ください。詳しくは下記のホームページ、または社会保険事務所へご確認ください。

**http://www.sia.go.jp**



<参考>新聞広報

2回目（平成17年11月5日または6日掲載）

<p>つながり合って、 支え合って、 確かな安心を。 国民年金。</p>	<h2>25年、60歳まで</h2> <p>年金受給には、25年以上の保険料納付が必要。 年金の受給には、原則として25年以上の保険料納付期間が必要 です。また、厚生年金保険や共済組合に加入されていない方は、自ら 国民年金の加入手続きを行い、60歳になるまで保険料を納付する ことが義務付けられています。また、保険料の納付が困難な場合など に申請できる保険料の全額・半額免除、学生納付特例、若年者 納付猶予も、自ら手続きしていただく必要があります。</p>	<h2>1/3 ▶ 1/2</h2> <p>受け取る年金の1/3は、国が負担。 年金給付額の1/3（将来は1/2）は国が負担。若者でも納付した 額の1.7倍以上の基礎年金を受け取れます。国が運営する国民 年金は、受給開始から生涯にわたってあなたの老後をサポートす る終身年金です。また、障害年金、遺族年金もあり、老後だけでは なく万一のときにも安心です。</p>	<h2>最大3,420円割引</h2> <p>保険料は、まとめて納付するとおトク。 国民年金保険料をまとめて納付すると、保険料が割引される前納制度が あります。例えば、全国の金融機関、コンビニ、インターネットなどから年度 分の保険料を納付すると、2,890円の割引。お4におすめは口座振替です。 一度申し込みをするだけの簡単納付で便利。口座振替で年度分を前納す ると割引額が530円アップし、3,420円の割引。（全て平成17年度の割引額） *他国により前納できる期間に制限があります。詳しくはホームページをご覧ください。社会保 険所へお問い合わせください。</p>
<p>国民年金は、あなたとみんなの未来をつなぐ大切なきずな。 もっとご理解いただくために、お伝えしたいことがあります。 年金のこと、将来のこと。 きちんと知って、ずっとつづく安心を。</p> 	<h2>11月5日着</h2> <p>控除申告に必要な証明書をお届けします。 国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。平成17 年分の年末調整・確定申告から、ご本人やご家族の国民年金保険料に ついて社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、 徴収証明書など保険料を支払ったことを証明する書類を添付等することが 義務付けられました。詳しくは、本年1月以降に国民年金を納付された方 にお届けする国民年金の「社会保険料控除証明書」をご覧ください。 *11月5日（月）着郵便でお届けいたします。お問い合わせ先は、各市区町村の国民年金課（課長）です。</p>	<h2>午後7時までオープン</h2> <p>年金週間中は、休日・平日夜間も年金相談を実施。 11/6（イイロウゴ）で始まる1週間は、年金週間です。期間中の平日 は、全国の社会保険事務所（一部を除く）で年金相談窓口の受付 時間を延長いたします。また、休日も相談窓口を開庁いたしますので、 お気軽にご相談ください。</p> <p><b>受付時間</b> 平日 11/7（月）～11日（金） 午前8:30～午後7:00まで 土日 11/6（日）、11/12（土） 午前9:30～午後4:00まで</p>	<h2>無年金障害者の方へ ご存知ですか？ 特別障害給付金制度</h2> <p>国民年金への加入が任意であったため、障害基礎年金を受給され ていない方（※）への給付金制度が平成17年4月から始まっています。 この給付金は申請していただいた翌月分から支給されますので、お早 めにお住まいの市区町村や社会保険事務所へご相談してください。 ※対象となる方の概要は、 国民年金への加入が任意であった①昭和61年3月前に厚生年金・共済組合 の加入者等の配偶者であった方、②平成3年3月前に学生であった方で、任意 加入していなかった当時の傷病が原因で一定以上の障害の状態にある方です。</p>
<p>厚生労働省 社会保険庁</p> <p>支えあって、 あした、 安心。</p>  <p>切り取って バスケースなどに 保管できます。</p> <p>○「国民年金被保険者実態調査」へのご協力もお願いいたします。</p>	<h2>10月31日スタート</h2> <p>年金請求などの年金相談</p> <p><b>0570-05-1165</b></p> <p>【受付時間】午前8:30～午後5:00（土日祝日を除く） ※一般電話・公衆電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。 ※電話機の設定、PHSなど電話機によってはご利用いただけません。お手紙ですが後の電話機でおかけ直したく、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。</p>	<p>市内通話料金でOK、「ねんきんダイヤル」。</p> <p>年金相談の電話番号が全国共通電話番号に変わり、より相談しやすくなります。全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。</p> <p>年金をお受けになっている方の年金相談</p> <p><b>0570-07-1165</b></p>	<p>社会保険庁ホームページ</p> <h2>www.sia.go.jp</h2> <p>国民年金について、もっと詳しく知りたいという方は、 お気軽にアクセスしてください。</p>